

2021年3月26日

各位

株式会社 宮崎銀行

**残高1万円未満の普通預金等口座の解約手続きにおける  
「印鑑レス」の実施について**

株式会社宮崎銀行(頭取 杉田 浩二)は、残高1万円未満の普通預金等口座の解約手続きにおきまして、お客さまの手続きの簡素化を図る目的で、印鑑レスの取り扱いを開始しますのでお知らせいたします。

当行は、引き続きお客さまにご満足いただけるサービスの拡充に努めてまいります。

## 記

## 1. 印鑑レス解約の概要

対象口座	残高1万円未満の普通預金・総合口座普通預金・貯蓄預金
対象となるお客さま	個人のお客さま
ご提示いただく書類	通帳および運転免許証等の顔写真付本人確認書類
取扱開始日	2021年4月1日(木)

## 2. 関連規定の改定

普通預金規定・貯蓄預金規定の「解約等」の条項を変更いたします。

## 【解約等】

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳とお届印をご持参のうえ当行本支店に申出てください。ただし、当該預金口座の残高が1万円に満たない場合には、通帳と本人確認書類を持参いただき、本人確認を行ったうえで解約できることとします。

(下線部を追加)

以上

本件に関するお問い合わせ先  
株式会社宮崎銀行 事務統括部  
担当: 田崎・奥野  
TEL: 0985-32-4487